

資料編

---



福 第 809 号  
平成25年 8 月 2 日

松伏町子ども・子育て支援審議会 会長 様

松伏町長 會 田 重 雄

松伏町子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

松伏町子ども・子育て支援審議会条例（平成25年条例第4号）第2条に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

本町では、平成22年3月に策定した「松伏町次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」に基づき、子育て家庭への支援、子育てしやすい環境づくりを進めています。

そのような中、国においては、少子化の進行や待機児童の問題などの子ども・子育て支援の様々な課題に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しました。

市町村は、この子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から本格施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」の実施主体としての役割を担い、子ども・子育て支援事業計画の策定等、様々な準備を進めることが求められています。

こうした状況から、本町の地域実情に応じた子ども・子育て支援新制度の実施に向け、「松伏町子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、その内容についてお諮りします。

平成26年11月28日

松伏町長 會 田 重 雄 様

松伏町子ども・子育て支援審議会  
会 長 若 盛 正 城

松伏町子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成25年8月2日付け福第809号で諮問された、諮問事項について、当町の現状や課題、子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は今回提出された「松伏町子ども・子育て支援事業計画」について、その内容は妥当なものとして認め、ここに答申します。

なお、計画を進めるにあたっては、計画目標の達成度を適切に評価し、町民にわかりやすい進行管理を行うとともに、子どもの福祉の増進を基本として、下記事項に十分留意し、計画推進に努めるよう要望します。

記

- 1 本計画の基本理念「子どもいきいき、家族にこにこ、みんなが育つ地域づくり」の実現に向け努めること。
- 2 基本理念の内容を実現するための本計画の基本目標である「いきいきと子どもが生まれ育つまち」、「にこにこ子どもを育てるまち」、「みんなが子どもをつつむまち」の推進に努めること。
- 3 計画の推進にあたっては、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、子どもの健康や安全を確保するための各種機関及び子育て支援団体等が一体となって子ども・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携を強化できる体制の構築に努めること。

## 子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条（略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条（略）

2 （略）

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第62条（略）

2～4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 松伏町子ども・子育て支援審議会条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第3項の規定に基づき、松伏町子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事務に関する事項
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関する事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

### (委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年松伏村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援審議会委員	日額 5,800 円
----------------	------------

松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	若 盛 正 城	特定非営利活動法人全国認定こども園協会 代表理事
副会長	飯 山 吉 晴	学校法人無量寿学園 たから幼稚園園長
委 員	石 井 貞 人	社会福祉法人愛抱会 かしのき保育園園長
委 員	井 裕 美	町立第一保育所 父母会会長
委 員	大 塚 節 子	特定非営利活動法人親子サポートぽっぼ 代表理事
委 員	小 島 朗	松伏町商工会 会長
委 員	塩 原 映 子	社会福祉法人ゆたか会 理事長
委 員	鈴 木 優	学校法人光厳学園 みどりの丘保育園施設長
委 員	竹 田 春 美	公募
委 員	若 盛 清 美	埼玉県保育士会 会長

(順不同・敬称略)

## 計画策定の経過

【平成25年度】

年 月 日	審 議 会	その他
H25. 8. 2	第1回 松伏町子ども・子育て審議会 1) 会長並びに副会長の選出について 2) 子ども・子育て支援新制度の概要について 3) 松伏町子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールについて	
H25. 9. 4	第2回 松伏町子ども・子育て審議会 1) 松伏町子ども・子育て支援事業計画の主な記載事項について 2) 教育・保育・子育て支援に関する住民ニーズ調査について 3) 幼稚園の預かり保育（延長保育）の利用状況について	
H25. 10. 1 〃 H25. 10. 31		利用ニーズ把握のためのアンケート調査の実施
H26. 2. 5	第3回 松伏町子ども・子育て審議会 1) アンケート調査の結果について 2) 次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）における事業の進捗状況について 3) 町の子育て支援施策の現状と課題について	

【平成26年度】

年 月 日	審 議 会	その他
H26. 5. 14	第1回 松伏町子ども・子育て審議会 1) 平成26年度のスケジュールの確認 2) 事業計画(案)の検討 3) 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み	
H26. 6. 19	第2回 松伏町子ども・子育て審議会 <b>【事業計画案の検討】</b> 1) 子ども・子育て支援の基本的な考え方 2) 教育・保育提供区域の設定 3) 教育・保育施設の充実 4) 地域子ども・子育て支援事業の充実	
H26. 8. 4	第3回 松伏町子ども・子育て審議会 <b>【事業計画案の検討】</b> 1) 教育・保育施設の充実 2) 地域子ども・子育て支援事業の充実 3) 子ども・子育て支援関連施策の推進	
H26. 9. 24	第4回 松伏町子ども・子育て審議会 1) 事業計画案の検討 2) パブリックコメントの実施について 3) 子ども・子育て支援新制度の概要と保育所及び認定こども園(保育部分)の入所受付時期の周知について 4) 利用者負担額(保育料)について	
H26. 10. 15 ) H26. 11. 14		パブリックコメントの実施
H26. 11. 28	第5回 松伏町子ども・子育て審議会 1) パブリックコメントの結果について 2) 事業計画(案)の確定について	

## 用語集

---

---

### 【通常保育】

保護者の仕事などにより、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育所（園）で保育するもので、特別な手続きや個別の費用負担なしに受けられる保育のこと。

### 【延長保育】

保護者の就労状況に配慮し、通常の保育所（園）の開所時間（11時間）を超えて保育を行うもので、現在、松伏町では午後7時までの保育を実施。

### 【夜間保育】

夜間働いている保護者のために、夜間に保育所で保育を行うもの（現在、松伏町では未実施）。

### 【トワイライトステイ】

保護者の仕事が恒常的に夜間にわたるような場合、児童福祉施設などで夕方から夜にかけて児童を預かる事業（現在、松伏町では未実施）。

### 【休日保育】

保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合、保育所で児童を保育する事業（現在、松伏町では未実施）。

### 【放課後児童クラブ（学童保育）】

保護者の仕事などにより、放課後に家庭が留守になっている児童について、各学校の余裕教室などで遊びの指導や生活指導などをする保育事業。

### 【病児・病後児保育（派遣型・施設型）】

病気回復期にあるおおむね10歳未満の児童で、保護者の仕事などにより家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育を行うもので、家庭または保育士、看護師などの居宅において保育を行う「派遣型」と、保育所や病院などの施設における専用スペースで保育を行う「施設型」がある（現在、松伏町では未実施）。

### 【ショートステイ】

保護者が病気などで一時的に児童の保育が困難な場合に、児童擁護施設などにおいて一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる事業（現在、松伏町では未実施）。

### 【一時保育】

保護者が病気などで一時的に児童の保育が困難な場合に、保育所において一時的に児童を預かる事業。

### 【特定保育】

保護者がパートなどを行っている場合、週2、3日程度の保育を行うもの（松伏町では、一時保育事業の中で実施）。

### 【ファミリー・サポート・センター】

保育などの援助を受けたい会員と援助してもよい会員が、保育所への送迎や一時的な預かりなどを相互に行うもの。

### 【地域子育て支援センター】

子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援などの子育て家庭に対する育児支援を行う施設。

### 【つどいの広場】

子育てをしている親同士の交流や親子遊びの場を提供する事業（現在、松伏町では未実施）。

### 【ワーク・ライフ・バランス】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

### 【教育・保育提供区域】

地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して市町村が設定するもの。区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めなければならない。

## 【認定こども園】

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

### ①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いているか否かに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

### ②地域における子育て支援を行う機能

認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプがある。また、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはない。

幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

## 【認定区分】

1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもがあり、認定区分の概要は以下のとおりです。

1号認定子ども：満3歳以上で、学校（幼稚園）教育のみの、保育の必要性がない就学前の子ども。

2号認定子ども：満3歳以上で、市町村により保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。

本計画では、2号認定子どもをさらに教育ニーズと保育ニーズに分けて教育・保育施設の需要量を推計した。

教育ニーズ…保育の必要性の認定を受けたが、学校（幼稚園）教育を希望する場合

保育ニーズ…保育を必要とする場合（保育を必要とする子ども）

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども。

(保育を必要とする子ども)

平成27年4月以降は、「子ども・子育て支援法」などに基づく新制度により、認定こども園（保育利用）や保育所（園）等を希望する場合には、入園申込に加えて認定申請が必要になります。